

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分(三件)
  - ……(生活文化局消費生活部取引指導課)……
  - 公共測量の実施(四件)
    - ……(都市整備局都市基盤部調整課)……
    - 開発行為に関する工事完了
      - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……

### 告示

●**東京都告示第千五百二十六号**  
 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第七條第一項及び法第八條第一項の規定による行政処分について、法第七條第二項及び法第八條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社クリード

(二) 代表者氏名 松永 大輝

- (三) 主たる事務所 渋谷区道玄坂二丁目二十五番五号  
所の所在地
- 二 処分年月日 平成三十年八月二十八日
- 三 処分の内容

#### (一) 業務停止命令

平成三十年八月二十九日から平成三十一年二月二十八日までの間(六箇月間)法第二條第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 役務提供契約を締結すること。

#### (二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七條第一項及び法第八條第一項

#### ●**東京都告示第千五百二十七号**

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第八條の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者 松永 大輝

二 処分年月日 平成三十年八月二十八日

三 処分の内容

平成三十年八月二十九日から平成三十一年二月二十八日までの間(六箇月間)法第二條第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (二) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (三) 役務提供契約を締結すること。

四 適用条項 法第八條の二第一項

#### ●**東京都告示第千五百二十八号**

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第八條の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者 福田 遼

二 処分年月日 平成三十年八月二十八日

三 処分の内容

平成三十年八月二十九日から平成三十一年二月二十八日までの間(六箇月間)法第二條第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること(当該業務を

営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。

- (一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
  - (二) 役務提供契約の申込みを受けること。
  - (三) 役務提供契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第千五百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区伊興五丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千五百三十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、文京区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 文京区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 文京区千石一丁目、千石三丁目、千石四丁目、千駄木一丁目、千駄木二丁目、千駄木三丁目、千駄木四丁目、千駄木五丁目、本駒込一丁目、本駒込二丁目、本駒込三丁目、本駒込四丁目、本駒込五丁目、本駒込六丁目及び向丘二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月十五日から平成三十一年三月二十九日まで

●東京都告示第千五百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市成木七丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第千五百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局相武国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 測量の区域 八王子市大横町、中野上町一丁目、中野上町二丁目、中野山王一丁目、中野山王二丁目、曉町一丁目、曉町二丁目、曉町三丁目及び左入町各地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年二月二十八日まで

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国立市富士見台三丁目二十七番三 西東京市南町五丁目五番十番三 株式会社藤和ハウス 代表取締役 河野 祥子

あきる野市二宮字上ノ原千四百十八番二、同番三、千四百十九番一、同番二並びに千五百十二番四及び二千二百六十四番三の各一部 長谷川慶夫

国分寺市泉町一丁目二千三百八十六番五十及び同番八十三番一 埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一

の  
一  
部

オーパスワン株式会社  
代表取締役 荒木 嗣則

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001